

第3節 騒音・振動の状況

1 環境騒音

(1) 調査地点

市では、騒音の状況を把握するため環境騒音を 15 地点で測定しています。これらの調査地点は、図2-3-1～2に示すとおりです。

(2) 環境基準達成状況

平成 23 年度の環境基準達成状況は表 2-3-1 に、調査結果は表 2-3-2 に示すとおりです。

図2-3-1 環境騒音の調査地点位置図

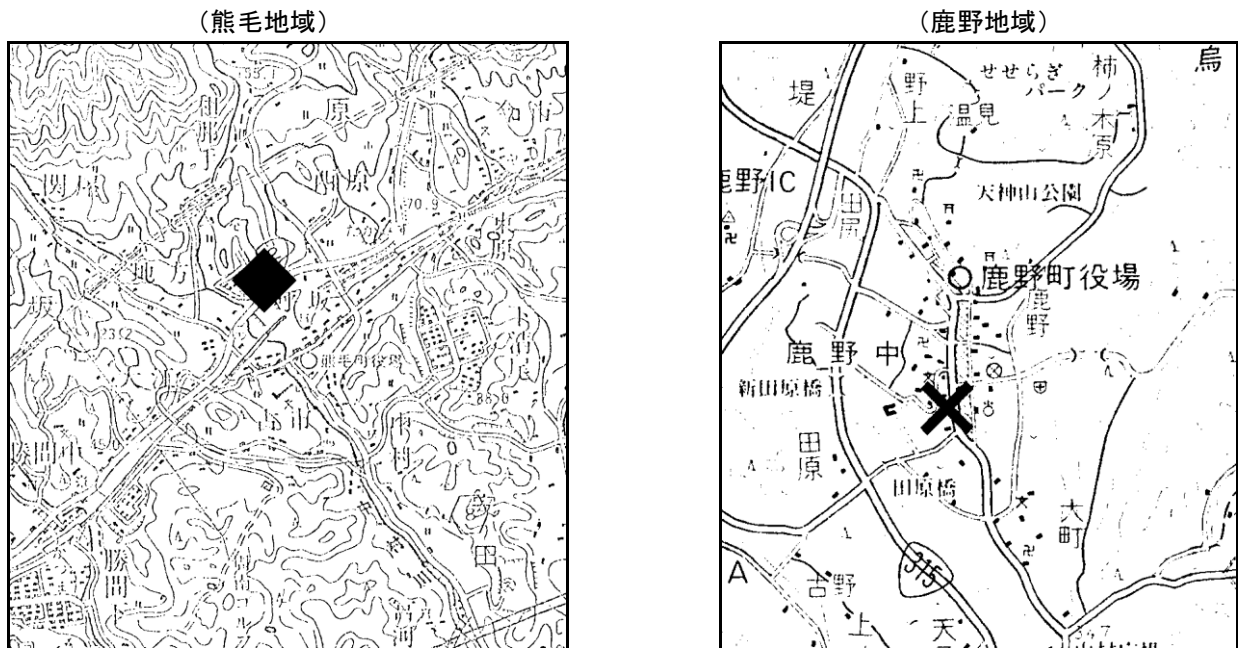


図2-3-2 環境騒音の調査地点位置図

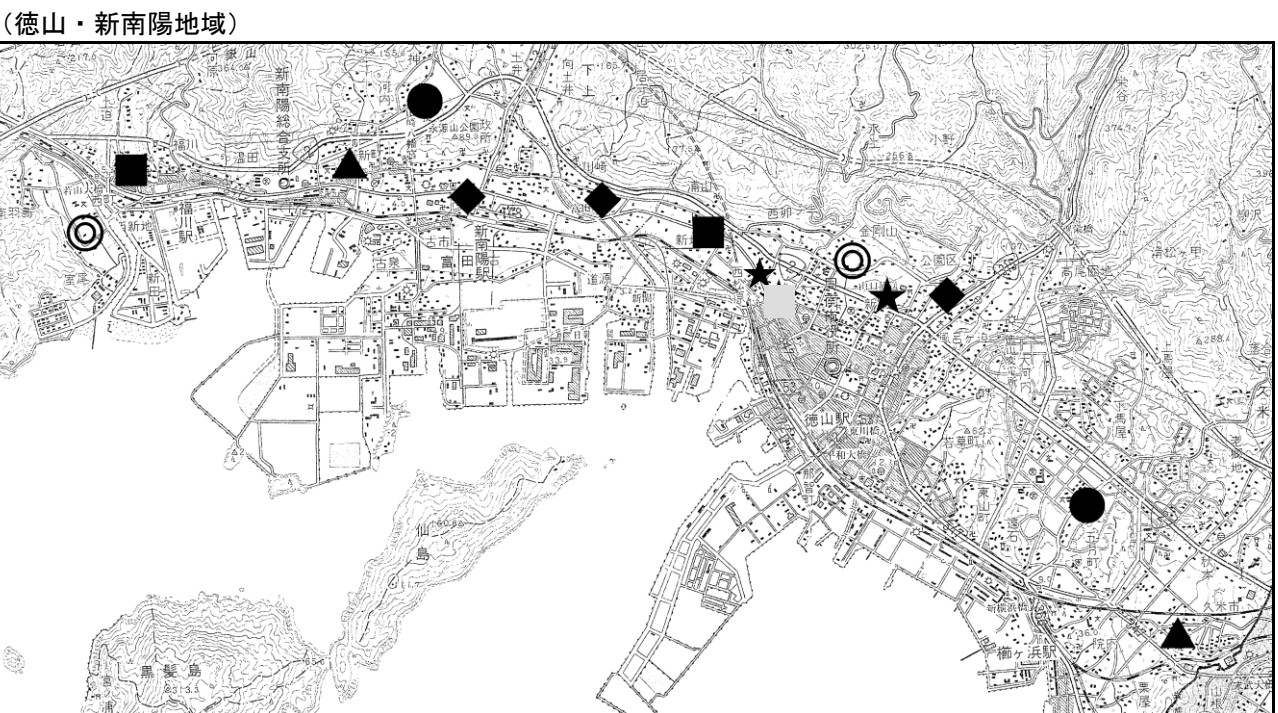


表 2-3-1 環境基準達成状況

類 型		図 2-3 -1~2 の 凡 例	調 査 地 点	測定結果		環境基準		環境基準 達成状況	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
				(単位 : dB)					
道路に面していない地域	A 地域	◎	大字徳山 (西金剛山)	50	45	55	45	○	○
			中畷町	48	44			○	○
	B 地域	▲	久米 (寺下 1)	47	45	60	50	○	○
			富田 2 丁目	46	42			○	○
	C 地域	■	南浦山町	56	48	60	50	○	○
			福川中市町	38	38			○	○
道路に面する地域※1	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	●	大字徳山	61	54	60	55	×	○
			大神 2 丁目	58	50			○	○
	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	◆	大字徳山 (上公園区)	62	59	65	60	○	○
			川崎 2 丁目	56	53			○	○
			中央町	58	53			○	○
大字呼坂	60	60	○	○					
道路に面する地域で幹線交通を担う道路に近接する空間	★	大字徳山 (公園区)	68	65	70	65	○	○	
		新宿通 5 丁目	65	58			○	○	
指定地域外	×		大字鹿野	54	39	—	—	—	—

※1) 道路に面する地域は、点的評価の結果を表示しています。

2 自動車騒音・振動

(1) 調査地点

市は市内の主要5路線において自動車騒音を8地点、自動車振動を3地点で測定しています。これらの調査地点は、図2-3-3に示すとおりです。

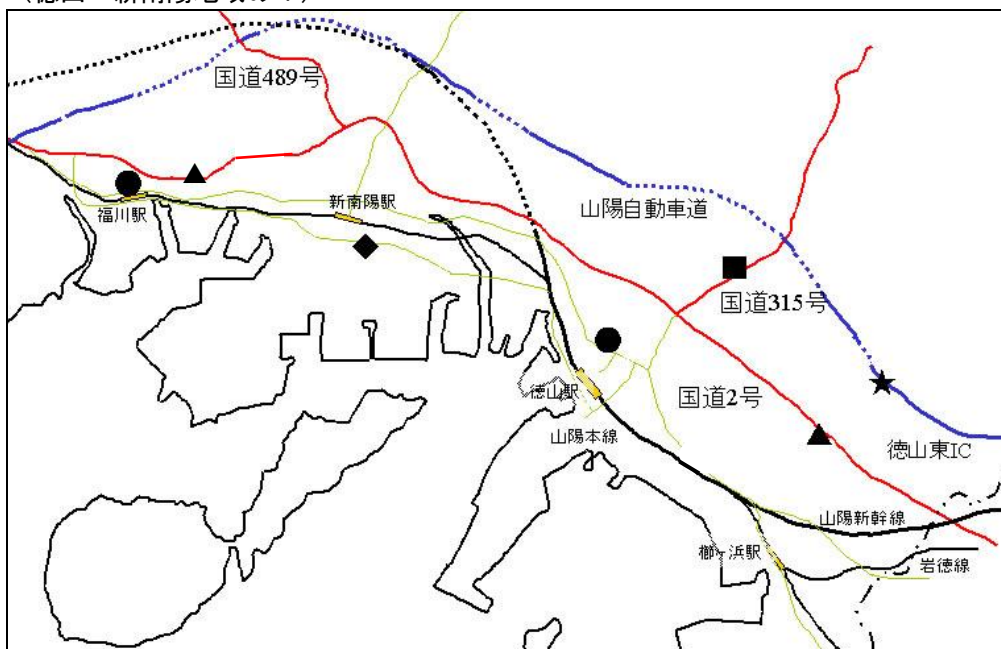
(2) 環境基準及び要請限度達成状況

平成23年度に調査を行った路線ごとの環境基準及び要請限度達成状況は表2-3-2に示すとおりです。

騒音は昼間においては全ての調査地点で要請限度を下回っていました。夜間では国道2号の1地点で要請限度を超えていました。

振動は、すべての地点で要請限度を下回っていました。

図2-3-3 自動車騒音・振動の調査地点位置図
(徳山・新南陽地域の1)



(熊毛地域)

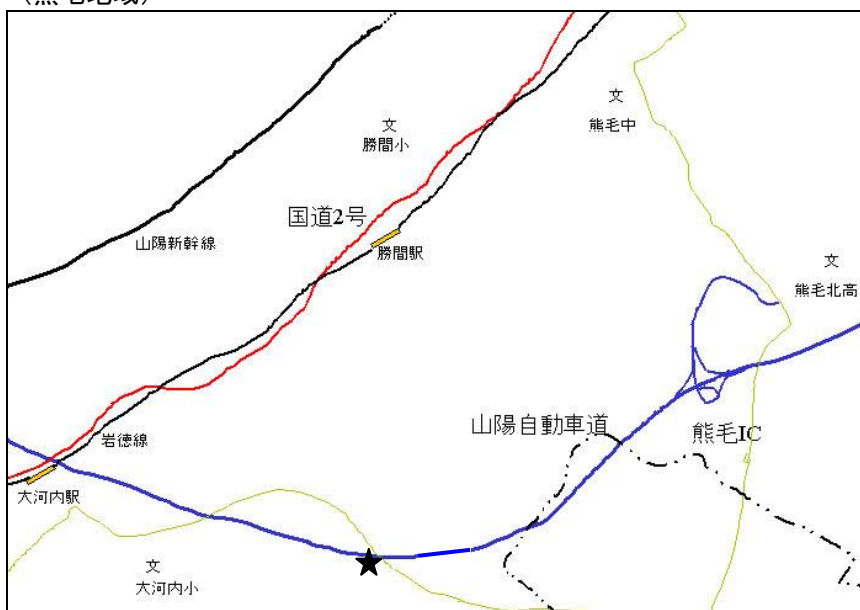


表 2-3-2 自動車騒音調査結果

路線名	調査地点	図 2-3-3 の凡例	区域の 区 分	昼間	夜間	環境基準		要請限度	
						昼間	夜間	昼間	夜間
				(単位: dB)		70	65	75	70
						達成状況		達成状況	
国道 2 号	桜木 1 丁目	▲	幹線 ※1	70	69	○	×	○	○
	温田 1 丁目			74	72	×	×	○	×
国道 3 1 5 号	一の井手	■		67	60	○	○	○	○
県道 下松新南陽線	岐山通	●		65	59	○	○	○	○
	社地町			65	58	○	○	○	○
県道 徳山新南陽線	古泉 3 丁目	◆		70	65	○	○	○	○
山陽自動車道	大河内	★		59	60	○	○	○	○
	平原町			48	48	○	○	○	○

※1) 幹線：環境基準（環境基本法）においては、道路に面する地域で幹線交通を担う道路に近接する空間。

要請限度（騒音規制法）においては、幹線交通を担う道路に近接する区域

（道路の敷地境界線からの距離が二車線以下の車線を有する道路の場合は 15 メートル、二車線を越える車線を有する道路の場合は 20 メートルまでの範囲。）

注 1) 測定方法は「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」による。ただし測定日数は、自動車騒音の状況を代表すると認められる一日とした。

表 2-3-3 道路交通振動調査結果

路線名	調査地点	図 2-3-3 の凡例	区域の 区分※1	測定結果		要請限度		要請限度 適合状況	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
				(単位: dB)					
国道 2 号	温田 1 丁目	▲	1 種	43	40	65	60	○	○
県道 下松新南陽線	社地町	●	2 種	46	42	70	65	○	○
県道 徳山新南陽線	古泉 3 丁目	◆		46	38			○	○

※1) 1 種：第 1 種区域 2 種：第 2 種区域

注 1) 測定方法は「振動規制法施行規則別表第 2、備考」による。